



森林減少フリー製品に関する規則

2024年12月

弁護士 長岡 隼平

*一般的な情報提供のために作成されたものであり、法的助言を意図するものではありません。

*プレゼンテーションの内容は筆者個人の見解であり、所属する団体を代表するものではありません。

弁護士 長岡 隼平

Email:

j.nagaoka@nishimura.com



・ 経歴

2016年1月 西村あさひ入所（2018～2020年まで同ハノイオフィス駐在）

2022年5月 コロンビア大学ロースクール卒業
（Harlan Fiske Stone Scholar, Parker School Certificate for Foreign and Comparative Law, Columbia Global Public Service Fellowship）

2022年～2023年 デンマーク人権研究所 研究員

2023年 スウェーデンの法律事務所に出向

2024年～ 西村あさひバンコクオフィス駐在

日・米・欧における「ビジネスと人権」の実務経験をもとに、国際水準の人権デューディリジェンス実施を目指す日本企業のバリューチェーン全体に亘る人権尊重の取組みをサポート

「ビジネスと人権」の世界的権威であるデンマーク人権研究所において60社を超える先進的な多国籍企業とのエンゲージメントに基づき金融・ICT・建設・ファッション・エネルギー・物流・製薬・食品等の多様な産業における方針策定・人権影響評価・開示・救済等の様々なプロセスの実践手法を研究した経験と、ビジネスロイヤーとして東南アジアに現地駐在し日本企業のサプライチェーンに関する法的問題の解決を現場で支援した実績をもとに、日本企業が国内外の自社・グループ会社のオペレーション並びにバリューチェーンの上流・下流に関して国際的な基準に従って人権デューディリジェンスを実施する上での実務的なアプローチを提案する。

欧州の国内人権機関でのプラクティスに加え、日米両国での人権NGOにおける業務や米国留学時の研究活動（国際人権法専攻）において培った人権・サステナビリティに関する多角的な視点とグローバルなネットワークに基づき、日本企業による多様なステークホルダーとの直接の意味のある対話・エンゲージメントを促進し、労働者の権利に限られないフル・レンジの人権を、上流だけではないフル・バリューチェーンで尊重する企業の取組みをサポートする。企業等に向けた人権デューディリジェンスに関するセミナーや社内研修、自社バリューチェーンを分析するためのワークショップ等に関するご依頼にも対応した実績がある。

森林減少フリー製品に関する規則

▶ 通商規制 (第3条)

関連産物及び製品は、以下の条件が全て満たされない限り、EU市場に上市されてはならず、EU市場から輸出されてはならない。

- (a) **森林減少フリー**であること
- (b) **生産国の適用法規**に基づき合法的に生産されたこと
- (c) **デュー・ディリジェンス・ステートメント**の対象になっていること

▶ 産物と製品

- ▶ **産物**：畜牛、カカオ豆、コーヒー豆、パームやし、天然ゴム、大豆、木材
- ▶ **製品**：各産物を原材料として製造される、規則**別紙I**に列挙された製品。別紙Iのリストは定期的に見直し・更新される。



森林減少フリー製品に関する規則

▶ 適用開始日 (第38条2項、3項)

2024年12月30日 (零細及び小規模企業については2025年6月30日)

※しかし、2024年12月3日に**欧州委員会・議会・理事会が適用開始の1年延期について三者合意**。今後、議会・理事会が正式採択することにより正式に1年延期が決定される(2024年12月4日時点の情報)

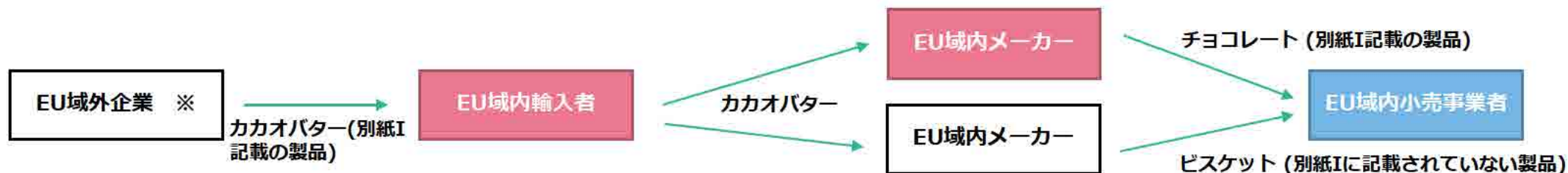


森林減少フリー製品に関する規則の対象企業

▶ 規則内で以下のように定義された「事業者」と「取引業者」が対象となる

▶ **事業者**: 自然人又は法人であって、商業活動として、製品をEU市場に上市し又はEU市場から輸出する者（第2条第15号）

* EU域外の者が製品をEU市場に上市する場合、製品ごとに、最初にEU市場に上市するEU域内の者が事業者（第7条）



▶ **取引業者**: サプライチェーンの中の事業者以外の者であって、商業活動として、製品をEU市場に上市する者（第2条第17号）

例：スーパーマーケット等の小売事業者

※EU域外企業であっても、当該企業がEU通関を行う場合は事業者に該当し得る(ガイダンス文書 別紙I シナリオ3b.参照)

求められるデュー・ディリジェンスの内容

1) 情報・データ・書類の収集 例えば：

- 関連産物が生産された全ての土地の地理的位置情報
- 関連産物が生産された日付又は期間
- 当該製品のサプライヤーの名称、所在地、メールアドレス

2) リスク評価の実施 例えば：

- 先住民の存在の有無
- 汚職レベル、法の執行の欠如、国際的人権の違反等に関する懸念

3) リスク低減措置の実施 例えば：

- 独立した第三者による調査・監査の実施

※ここでいう「リスク」とは、産物及び製品が以下を満たさないリスクのこと

- ・ **森林減少フリー**であること
- ・ **生産国の適用法規***に基づき合法的に生産されたこと

*ここでいう「法規」の範囲：土地使用权、環境保護、森林関係の規制、 第三者の権利、労働者の権利、国際法で保護されている人権、先住民のFPIC、税法、反汚職、通商及び関税に関する規制 など

- ・ **デュー・ディリジェンス・ステートメント**の対象になっていること

デュー・ディリジェンス対応体制の例

